

入所申込みのご案内

認可保育所 認定こども園(保育利用)

まずは
園見学に
行ってみよう

よくあるQ&A



申込みの前に必ずお読みください

●お問い合わせ●

宗像市 子ども育成課 幼児教育保育係 (西館1階)
〒811-3492 宗像市東郷一丁目1番1号
電話 0940-36-3181 (直通) FAX 0940-37-3046

【西館1階】窓口受付方法

通常の受付（予約なし）
または 保育コンシェルジュ相談



発券機にて番号札をお取りください

- ① 「保育所・認定こども園・幼稚園」を選択

保育所・認定こども園・幼稚園



- ② 該当する項目を選択

書類提出(保育所など)

相談(保育所など)

保育コンシェルジュ(ご予約の方)

- ③ 待合席でお待ちください。
番号札に記載された番号でお呼びします。
※内容により順番が前後することがあります。

窓口予約している場合 10/23~11/28のみ

発券機で番号札を取らずに
待合席でお待ちください

予約の時間になりましたら、お名前をお呼びします。

5月～3月入所申込みは、窓口予約はありません。

待たずに手続きするなら
窓口予約がおすすめです



右の二次元コードから

ホームページで予約できます

予約受付開始日:10月20日～

予約可能日:10月23日～11月28日

※前日の16時まで予約受付可能

目次

I はじめに

- 1 大切なお願い 1
- 2 保育所・認定こども園・幼稚園・届出保育施設等とは 2
- 3 教育・保育給付認定(支給認定) 2

II 入所申込み

- 1 申込みの基準 3
- 2 申込み手続きのスケジュール 4
- 3 申込みに必要な書類 6
- 4 入所調整について 8
- 5 申込みの際の注意点 10
- 6 市外園の申込みについて 11

III 入所後に関係すること

- 1 保育実施日と保育時間 12
- 2 ならし保育 13
- 3 保育を必要とする事由・家庭の状況が変わった場合 13
- 4 利用者負担額(保育料)等 14

IV 施設概要・その他の保育サービス

- 1 保育所・認定こども園一覧 16
 - 2 その他の保育サービス 18
 - 3 幼稚園・認定こども園(教育利用)等の利用料無償化 22
- 年間簡易スケジュール 23
- 子育てに関する相談窓口 23
- 保育士さんの「働きたい」を応援します！ 24

委任状 最終ページに添付しております。保護者以外の方が窓口で提出する場合にご活用ください。

～ 各園の地域開放事業のご案内～

あそびにきませんか？

各園の親子教室の日程やイベント情報等が
満載！窓口・ホームページで配布しています。



子育て・教育サイト

むむハグ。

Childcare and Education



宗像市
公式LINE



I はじめに

1 大切なお願い

認可保育所(以下、「保育所」という。)・認定こども園(保育利用)は、保護者が就労等で保育できない子どもをお預かりする施設です。保育時間の原則は、昼間、保護者が子どもを保育できない時間だけです。子どもの保育の基本は家庭にあります。保護者が保育できるときは、少しでも多くの時間を子どもと過ごしてください。園と十分に連絡をとりあい、子どもの健やかな成長を見守りましょう。また、お子さまを安全かつ安心してお預かりするために、以下の項目を必ず確認してください。

■ 園見学をお願いします

保育や教育方針、取組内容等は園によって異なります。入所後に「期待していた施設や保育内容ではなかった」とならないよう、必ず申込み前に園見学を行ってください。行事がある場合などを除き、随時見学を行っていますが、感染症拡大防止等の観点から通常の見学と異なる場合がありますので、事前に園へ問い合わせをして見学してください。

■ 希望園を十分検討してください

保育施設等は、6か所(第6希望)まで希望できます。必ずしも6施設分を希望しなければならないものではありません。内定決定後に辞退することがないよう、希望保育施設等については十分検討のうえ、入所する意思のある保育施設等のみを申込みください。

□ 子どもの状態について配慮が必要な場合は 申込みの際に伝えてください

障がいや発達状況により、集団保育において支援や配慮が必要な場合は、必ず申込み時にお申し出ください。症状や程度によっては、園の人員体制や設備などの事情により対応が難しい場合があります。入所決定後、医療行為等が必要な際に、その状況に応じて診断書等の提出を求められます。また、園の体制次第では継続利用が困難になる場合もあります。

□ アレルギー等の個別対応について事前に園に相談してください

園では、診断書(指示書)や検査結果など医師の具体的な指示に基づき、保護者と協議しながら可能な範囲でアレルギー食の対応(除去など)を行います。しかしながら、園の人員体制や設備等の事情により対応が難しい場合もございますので、あらかじめご了承ください。


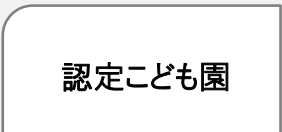
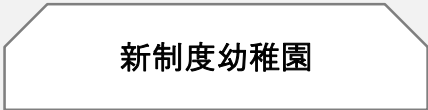
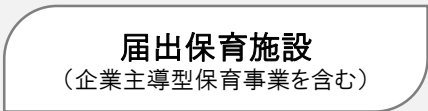
□ 乳幼児健康診断を受診してください

乳幼児健康診断(4か月児、7か月児、1歳6か月児、3歳児)は受診してください。また、入所後も定期的に実施される健康診断・歯科検診なども受診し、再検査や治療が必要な場合は、園や園医の指導に従ってください。

- △ 入所内定後に行う園での面談や入所前健診の結果、集団保育において支援や配慮が必要と判断されることがあります。その場合は、入所できないことや入所に際する条件を求められることがあります。
- △ お子さまに手術歴や入院歴がある場合は、申込の段階や入所前に医師の診断書を提出頂くことがあります。
- △ 状況に応じて、各相談機関をご案内することもあります。

このほかにも、お子さまの状況に応じて園からご協力をお願いをすることがありますのでご了承ください。

2 保育所・認定こども園・幼稚園・届出保育施設等とは

施設	年齢	利用できる保護者	申込先
 <p>就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設</p>	0～5歳 園により異なります	就労などの「保育を必要とする事由」に該当する保護者	市
 <p>幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設</p>			
<p>保育利用</p>	3～5歳 園により異なります	制限なし <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 利用料の無償化について詳しくは22ページをご確認ください。 </div>	各園
<p>教育利用</p>			
 <p>幼稚園 (未移行幼稚園)</p> <p>小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設</p>	0～5歳 ※園により異なります。	<p>園により異なります ※詳しくは各園にお問い合わせください。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 届出保育施設利用料の無償化について詳しくは22ページをご確認ください。 企業主導型保育施設利用料の無償化については、各園にお問い合わせください。 </div>	
 <p>(企業主導型保育事業を含む)</p> <p>多様なニーズに応える保育を行う、県に届出をしている施設</p>			

3 教育・保育給付認定(支給認定)

保育所や認定こども園・新制度幼稚園を利用するためには、次の3つの認定区分により「教育・保育給付認定(以下、**支給認定**)」を受けることが必要です。

宗像市では、保育所等の入所申込書と支給認定申請書を兼ねた様式となっています。

認定区分	対象年齢	保育を必要とする事由	対象施設
1号	満3歳～5歳	該当しない	認定こども園(教育利用) 新制度幼稚園
2号	満3歳～5歳	該当する	保育所 認定こども園(保育利用)
3号	0歳～2歳		

Ⅱ 入所申込み

1 申込みの基準

保育所・認定こども園(保育利用)への入所申込み・支給認定の取得のためには、次の[A][B]の両方の基準を満たす必要があります。また、事由によって、支給認定の期間(保育施設を利用できる期間)が異なります。

[A] 入所希望の子どもと保護者が、宗像市内に住んでいること。

宗像市外から 転入予定 の場合	保育所等の入所の可否にかかわらず、入所希望月の前月末までに宗像市に転入してくること。 (住民票で宗像市への転入が確認できること。) ※入所調整の結果、入所内定とならなかったため前月末までに転入しなかった場合、翌月以降の申込みが無効となります。 また、入所内定となった場合でも、入所月1日までに転入していることが市で確認できるまで、園を利用できません。
-----------------------	--

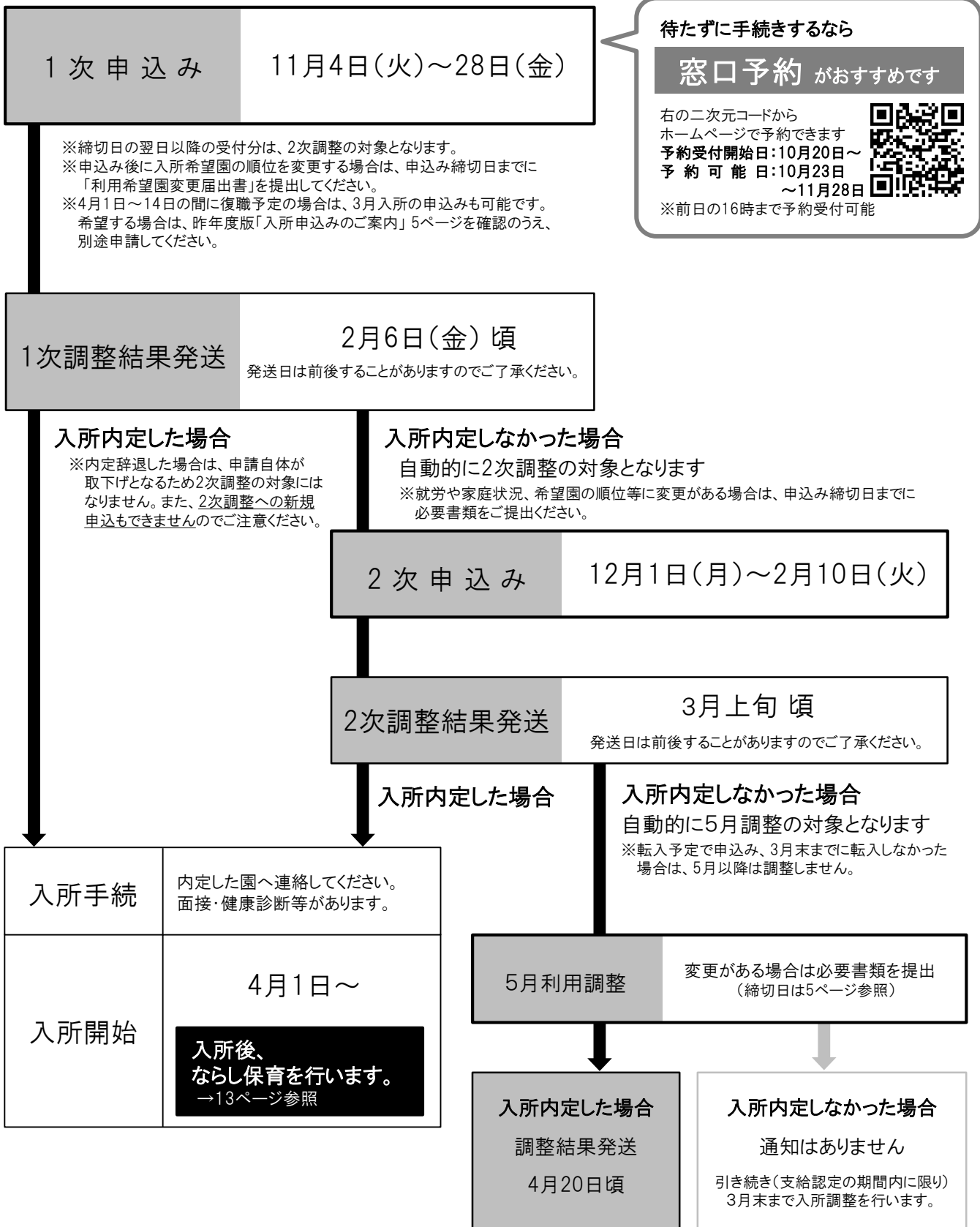
[B] 保護者が、以下の保育を必要とする事由のいずれかに該当すること。

- ※ 出産・転居・転職等、申込み時と家庭や就労の状況が変わった場合は、速やかに市にご連絡ください。
- ※ 「育児休業」とは、法令上の育児休業に限らず法人独自の就業規則等に基づいた休業も含まれます。
- ※ 育児休業中・復学の方は、復職日・復学日によって申込み可能な期間が異なります。詳しくは下記の(1)を確認してください。

	保育を必要とする事由		支給認定の期間 (保育施設の入所調整/利用できる期間)																											
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・月60時間以上就労している ・月60時間以上就学している(職業訓練校等における職業訓練を含む) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 育児休業から復職する ○ 就労先が決まっており 就労予定である ○ 入学または復学する <p>上記のいずれかに該当する場合は、入所希望月ごとに就労開始日・就学開始日の期限が異なります。また、復職の場合、入所後に復職確認を行います。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>入所希望月</th> <th>就労・就学開始日</th> <th>入所希望月</th> <th>就労・就学開始日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月</td> <td>～ 5月14日まで</td> <td>10月</td> <td>～ 11月14日まで</td> </tr> <tr> <td>5月</td> <td>～ 6月14日まで</td> <td>11月</td> <td>～ 12月14日まで</td> </tr> <tr> <td>6月</td> <td>～ 7月14日まで</td> <td>12月</td> <td>～ 1月14日まで</td> </tr> <tr> <td>7月</td> <td>～ 8月14日まで</td> <td>1月</td> <td>～ 2月14日まで</td> </tr> <tr> <td>8月</td> <td>～ 9月14日まで</td> <td>2月</td> <td>～ 3月14日まで</td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>～ 10月14日まで</td> <td>3月</td> <td>～ 4月14日まで</td> </tr> </tbody> </table> </div>	入所希望月	就労・就学開始日	入所希望月	就労・就学開始日	4月	～ 5月14日まで	10月	～ 11月14日まで	5月	～ 6月14日まで	11月	～ 12月14日まで	6月	～ 7月14日まで	12月	～ 1月14日まで	7月	～ 8月14日まで	1月	～ 2月14日まで	8月	～ 9月14日まで	2月	～ 3月14日まで	9月	～ 10月14日まで	3月	～ 4月14日まで	就労・就学期間中
	入所希望月	就労・就学開始日	入所希望月	就労・就学開始日																										
	4月	～ 5月14日まで	10月	～ 11月14日まで																										
	5月	～ 6月14日まで	11月	～ 12月14日まで																										
	6月	～ 7月14日まで	12月	～ 1月14日まで																										
	7月	～ 8月14日まで	1月	～ 2月14日まで																										
	8月	～ 9月14日まで	2月	～ 3月14日まで																										
	9月	～ 10月14日まで	3月	～ 4月14日まで																										
(2)	妊娠中、または 出産 から間がない	支給認定の期間に注意	産前 2か月から産後 3か月まで ※産後3か月経過した後は、他の保育を必要とする事由が必要です。 (例: 5月 1日生まれ→2月～7月末まで 5月20日生まれ→3月～8月末まで)																											
(3)	求職活動 (起業の準備を含む)を継続的に行っている		入所から3か月まで ※入所から3か月目の15日までに 就労証明書等の提出が必要です。 (例: 4月入所の場合は、6月15日まで)																											
(4)	疾病 もしくは 負傷 、身体や精神に 障がい がある		療養を必要としなくなるまで																											
(5)	同居親族(長期間入院等をしている親族を含む)を常時、 介護 または 看護 している		介護、看護を必要としなくなるまで																											
(6)	震災、風水害、火災、その他の災害の復旧に従事している		必要な期間中																											

2 申込み手続きのスケジュール

(1) 令和8年4月入所希望の場合(入所日は4月1日)



⚠ 注意事項

- ・ ご家庭の状況に応じて必要書類を揃えて提出してください。(6～7ページ参照)
- ・ 締切日を過ぎた申込みは、審査・調整の対象となりませんのでご注意ください。
- ・ 書類に不備がある場合は、受付できませんので早めの準備をお願いします。

(2) 令和8年5月～令和9年3月入所希望の場合(入所日は毎月1日)

申込み 窓口提出のみ (郵便提出不可)	入所希望月	申込み期間	入所希望月	申込み期間
	5月	R8年3月11日(休) ~ R8年4月10日(金)	11月	R8年9月11日(金) ~ R8年10月9日(金)
6月	R8年4月13日(月) ~ R8年5月8日(金)	12月	R8年10月13日(火) ~ R8年11月10日(火)	
7月	R8年5月11日(月) ~ R8年6月10日(休)	1月	R8年11月11日(休) ~ R8年12月10日(休)	
8月	R8年6月11日(休) ~ R8年7月10日(金)	2月	R8年12月11日(金) ~ R9年1月8日(金)	
9月	R8年7月13日(月) ~ R8年8月10日(月)	3月	R9年1月12日(火) ~ R9年2月10日(休)	
10月	R8年8月12日(休) ~ R8年9月10日(休)	(土日祝日・12月29日~1月3日を除く)		

※申込後に入所希望園の順位を変更する場合は、締切日までに「利用希望園変更届出書」を提出してください。

調整結果発送

締切日のある月の **20日頃**
発送日は前後することがありますのでご了承ください。

入所内定した場合

入所内定しなかった場合

自動的に翌月の入所調整の対象となります

※入所保留の場合、入所申込みは支給認定の期間内に限り、今年度3月31日まで有効ですので、毎月入所調整を行います。(改めの申込みは不要)

※11月1日時点の入所保留者のうち、来年度4月以降も継続して入所を希望する場合は、11月中に再度**次年度の申込みが必要**です。(4・11ページ参照)

※3月入所調整時点で4月の内定園が決まっていない場合、3月のみに空きがある園を希望しても、4月以降利用できない可能性があります。

※転入予定で申込み、前月末までに転入しなかった場合は、翌月以降は調整しません。

翌月利用調整

変更がある場合は
毎月10日までに必要書類を提出
(土日祝日の場合はその直前の平日)

入所内定した場合

調整結果発送
20日頃
発送日は前後することがありますので
ご了承ください。

入所内定しなかった場合

通知はありません

引き続き、3月末まで
入所調整を行います。

保留の証明書が必要な場合

窓口にて、入所保留証明書の
発行申請ができます。
申請日から3営業日以降に、
窓口での交付となります。

入所手続

内定した園へ連絡してください。
面接・健康診断等があります。

入所開始

翌月1日～

**入所後、
ならし保育を行います。**
→13ページ参照

申請内容に変更がある場合

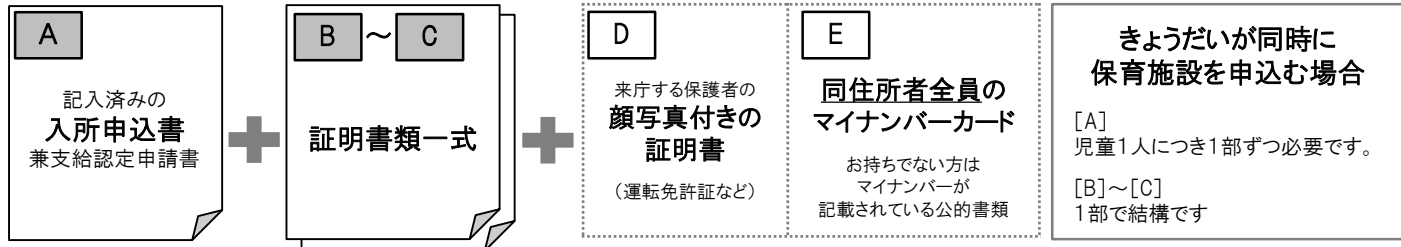
希望園・事由・家庭の状況に変更があった場合は、速やかに必要書類を提出してください。事由・家庭の状況等について正当な理由なく変更の申請を行わない、虚偽の報告等を行ったことが判明した時は、**申込みが無効**となる場合があります。締切日は、申込み締切日と同じです。

申請を取下げの場合

調整を希望しない・内定を辞退する場合は、**取下げ書**の提出が必要です。
速やかに子ども育成課に提出してください。

3 申込みに必要な書類

入所申込みの際に、家庭状況等により添付する書類が異なります。次の内容をご確認の上、ご提出ください。
保護者以外の方が提出する場合は、委任状が必要です。



～おことわり～
「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律」の施行に伴い、入所を希望する方は申込み手続きに必要な書類である「利用申込書(兼支給認定申請書)」に個人番号(マイナンバー)の記載が必要となりました。なお、「利用申込書(兼支給認定申請書)」を提出の際は、個人番号を記載するとともに、申請者の「番号確認」と「本人確認」が必要です。

B 保育を必要とする事由を証明する書類

保育を必要とする事由		必要な書類	
<input type="checkbox"/> 就労 (月60時間以上) (内定を含む)	<input type="checkbox"/> 就労証明書 <input type="checkbox"/> 自営業の場合:添付書類が必要です。 右記の2次元コードを参照してください。 	<input type="checkbox"/> 復職の場合 復職(予定)年月日の欄についても記載必要です。 入所希望月の翌月15日以降の復職日が記載されている場合は受付できません。	宗像市の様式を使用してください
	<input type="checkbox"/> 雇用期限のある場合 雇用期限が切れる前に、更新された雇用期限の記載された就労証明書の再提出が必要です。雇用期限が切れている場合は提出できません。	<input type="checkbox"/> 保育士等 市内の保育所等に、保育士、保育教諭、みなし保育士として勤務(予定を含む)している場合、調整指数の加点が付くためには就労証明書の「保育士等としての勤務実態の有無」の項目の「有」または「有(予定)」にレ点の記入があることが必要です。	
	<input type="checkbox"/> 介護職員等 市内の介護施設に、介護職員(介護福祉士資格を有する者に限る)、看護職員(看護師資格または准看護師免許を有する者に限る)、生活相談員、ケアマネジャー(介護支援専門員)として勤務(予定を含む)している場合、調整指数の加点が付くためには就労証明書の「備考欄」に上記の介護職員等で就労している旨の記載が必要です。		
<input type="checkbox"/> 妊娠・出産 (産前2か月～産後3か月)	<input type="checkbox"/> 産前・産後に係る申立書 <input type="checkbox"/> 母子健康手帳(表紙)のコピー		
<input type="checkbox"/> 求職活動	<input type="checkbox"/> 誓約書兼求職活動中の申立書		
<input type="checkbox"/> 疾病・障がい	<input type="checkbox"/> 通院・入院 ・「①病名 ②症状 ③療養を要する期間 ④疾病により日常生活や児童の保育、育児に支障がある旨」の4つの記載が必要です。 ・状況に応じ、通院の履歴を提出していただく場合があります。 ・長期療養の場合、3か月～半年後に再提出が必要です。		
	<input type="checkbox"/> 身体や精神に障がいがある <input type="checkbox"/> 障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等のコピー (手帳番号、本人欄、障がい名、有効期限が確認できるページ)		
<input type="checkbox"/> 同居親族の介護・看護	<input type="checkbox"/> 介護等に関する申立書 <input type="checkbox"/> 介護または看護される人の状態がわかる書類 医師の診断書(療養を要する期間、症状等の記載が必要)障害者手帳、介護保険証(認定済)のコピー 等		
<input type="checkbox"/> 就学 (職業訓練を含む)	<input type="checkbox"/> 在学を証明できる書類(在学証明書等) <input type="checkbox"/> 時間割がわかる書類(月60時間以上の就学時間が必要。)		
<input type="checkbox"/> 震災・風水害・火災 その他の災害の復旧に従事している	<input type="checkbox"/> 従事していることが証明できる書類(従事内容を申立書に記入し提出してください)		

申込みに必要な様式は 窓口またはホームページで入手できます

申込みに必要な様式は、宗像市の子育て・教育サイト「むむハグ。」からダウンロードできます。
ダウンロードして記入する場合は、全て**A4サイズ**で**両面印刷**してご利用ください。
右記の2次元コードからも閲覧できます。

むむハグ 様式集

検索

＼ コチラからCheck! ／





注 意 事 項



証明書類の 作成・発行日

原則
直近**3か月以内**

消えるペン 修正液・テープ

使用不可
受付できません

保護者の事由を 証明する書類

必須
書類が揃っていないと
受付できません

同一住所の 18～59歳の親族や同居人

該当者の事由を証明する書類も提出してください。
提出がなくても申込みはできますが、入所調整の
際の優先度(指数)が低くなります。

- ・ 申込み書類に虚偽がある場合は、申込みが無効になります。
- ・ 申込み時の届出内容から、**事由・家庭の状況等が変わった場合は速やかに子ども育成課にご連絡ください。**
- ・ 正当な理由なく**変更の申請を行わない時は、申込みが無効**となる場合があります。
例) 育児休業から復職予定だったが、妊娠した。/ 就労していたが、退職し求職活動をしている。など
- ・ その他状況等に応じて、追加で必要な書類提出をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

C 家庭(家族)の状況に応じて必要な書類

1. ひとり親家庭の場合(離婚協議中を含む)

状況	必要書類
配偶者と 離婚・死別 または未婚である	次のa～cのいずれか <input type="checkbox"/> a ひとり親家庭等医療証(オレンジ)のコピー(左上の 親 が目印) <input type="checkbox"/> b 児童扶養手当証書のコピー <input type="checkbox"/> c 状況がわかる戸籍謄本等の公的書類 および 子どもの健康保険証のコピー
配偶者と 離婚協議中である	<input type="checkbox"/> 裁判所や弁護士による、離婚協議中であることがわかる書類 ※離婚協議開始日の記載が必要 ※コピー可

2. 宗像市外に住んでいる場合

状況	必要書類
転入予定	<input type="checkbox"/> 転入確約書 <input type="checkbox"/> 児童の世帯員(世帯分離を含む同居者全員)が記載された住民票の写し ※コピー不可
保護者のいずれかが 別居している	<input type="checkbox"/> 住民票の写し(住民票が別の場合のみ)※コピー不可

3. 同居家族の身体や精神に障がいがある

必要書類(いずれかのコピー)
<input type="checkbox"/> 障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳等(手帳番号、本人欄、障がい名、有効期限が確認できるページ)
<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当認定通知書・有期認定通知書・特別児童扶養手当受給証明書

4. 同時申込みをしない 未就学のきょうだいがいる

状況	必要書類
支給認定を受けない施設 (幼稚園・届出保育施設・児童発達支援施設など)を利用している	<input type="checkbox"/> 就学前児童の保育についての申立書
企業主導型保育事業の施設を利用している	
親族等が家庭で保育している(未就学児に限る)	

5. その他

状況	必要書類
生活保護を受給している	<input type="checkbox"/> 生活保護受給証明書、受給カードいずれかのコピー
申請保護者が申込み児童と別居している (住民票が別の場合のみ)	<input type="checkbox"/> 血縁関係が分かるもの(住民票が別の場合のみ)
DVIにより避難している	<input type="checkbox"/> 配偶者暴力相談支援センターや警察への相談歴が確認できる書類 ※コピー可

4 入所調整について

(1) 指数

書類審査によって確認した内容に基づき、入所選考基準指数をもとに市が決定します。
「基準指数」と「調整指数」の合計をもとに、指数が高い方から調整します。

基準指数	番号	内容		指数	備考欄	
	1	被雇用者 (勤務証明による)	就労時間(月間)	160時間以上	24	※保護者の中で、最も低い人の指数を基準指数とします。
				140～160時間未満	22	
		自営業者 (営業実態を客観的に確認できる書類による)		120～140時間未満	20	
		90～120時間未満		16		
		60～90時間未満		12		
	2	内職		60時間以上	10	
	3	求職活動中		—	8	
	4	産前・産後		—	20	
	5	同居親族の介護・看護	居宅		16	
施設など入所中				10		
6	就学・職業訓練	通学による 1ヶ月60時間以上の就学等		16		
		通信制である 1ヶ月60時間以上の就学等		8		
7	災害復旧		—	20		
8	疾病・障がい等	入院・身体障害者手帳1・2級 療育手帳A・精神障害者保健福祉手帳1・2級		24		
		通院・自宅療養		20		
		身体障害者手帳3級・療育手帳B・精神障害者保健福祉手帳3級		22		
		身体障害者手帳4級以下		10		
9	市長がとくに認める理由		—	最優先		

状況に応じて、以下の調整指数が加算されます。




調整指数	番号	内容	指数	備考欄	
	(1)	家庭状況	ひとり親家庭	10	離婚が成立していない場合対象外
	(2)		生活保護世帯	2	
	(3)		同居親族等が保育可能	- 4	7ページ参照
	(4)		多子(第3子以上)世帯・多胎児同時申込み	1	
	(5)		きょうだいが入所中の園に申込み	6	
	(6)	保護者の状況	復職(育児休業からの復職前に限る)	6	(5)(6)(7)は いずれか1つ
	(7)	児童の状況	1号認定で認定こども園に在園中の児童が、 同じ園に2号認定で申込み	6	
	(8)	申込みの状況	6か月以上入所待ち	4	いずれか1つ
			3か月以上入所待ち	2	
前年度6か月以上待ち			2		
(9)	市内の介護施設に、 ・介護職員(介護福祉士資格を有する者に限る) ・看護職員 (看護師資格または准看護師免許を有する者に限る) ・生活相談員・ケアマネジャー(介護支援専門員) として勤務(予定を含む)	・月60時間以上の勤務である ・調整指数の加点が付くためには 就労証明書の「備考欄」に左記の介護職員等で就労 している旨の記載が必要	2	本市では、保育士や 介護士不足を解消 するため、各種取組み を実施しており、左記 加点もその取組みの 1つです。	
(10)	市内の保育所等に、 ・保育士・保育教諭 ・みなし保育士 として勤務(予定を含む)	・月60時間以上の勤務である ・調整指数の加点が付くためには 就労証明書の「保育士等としての勤務実態の有無」の 項目の「有」または「有(予定)」にレ点の記入が必要 ・みなし保育士…保健師、看護師、准看護師など	14	例)保育士1人を採用 することで、2歳児の 場合、最大6人の受入 が可能になります。	

(2) 利用希望園

申込書に記入された園を対象に、第1希望、第2希望…の順に行います。

利用希望園は最大6園まで選べます。(必ずしも6園分を希望しなければならないものではありません。)

● **園の空き状況** 園の空き状況(枠)は、次のとおり公表しています。

入所月		公表期間	確認方法
4月	1次調整	令和7年10月23日 ～11月末まで	 左の二次元コードから ホームページで閲覧可能です。 市役所 子ども育成課の 「窓口」又は「電話」でも 問い合わせ可能です。
	2次調整	令和8年2月上旬(予定) ～2次申込受付締切日まで	
5月～3月		入所月の 前月1日～前月末まで (土日祝の場合は直後の平日)	[注意] 3月入所調整時点で4月の内定園が決まっていない場合、 3月のみに空きがある園を希望しても、 4月以降利用できない可能性があります。

*あくまで「目安」のため、実際に調整する際の枠と異なる場合があります。

● **令和8年度 クラス年齢表** 当該年度4月1日時点の年齢が学年齢です。

学年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
生年月日	R7.4.2～ ※生後3か月経った 翌月から 入所申込み可	R6.4.2 ～ R7.4.1	R5.4.2 ～ R6.4.1	R4.4.2 ～ R5.4.1	R3.4.2 ～ R4.4.1	R2.4.2 ～ R3.4.1

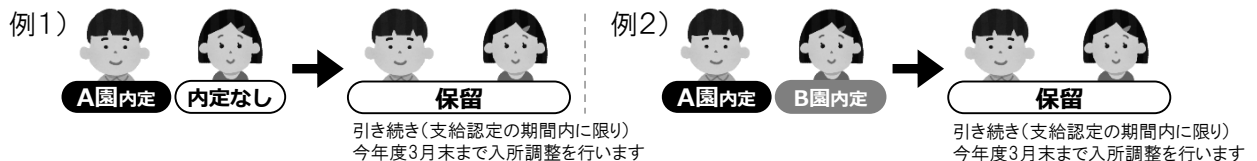
(3) きょうだい同時申込みの場合

きょうだい同時申込みの場合は、以下のいずれかの調整方法を選択してください。

なお、きょうだい全員で同じ調整方法を選んでください。

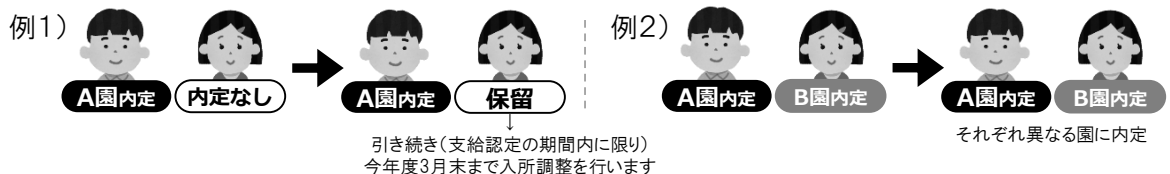
きょうだいが「同じ園」に「同月」で内定した場合のみ、入所を希望する。

きょうだいのうち一人でも同じ園に内定しない場合、きょうだい全員が保留となります。
希望園および希望順位は、きょうだい全員で同じである必要があります。



きょうだいが一方のみ内定した場合でも、入所を希望する。

きょうだい全員を別々に調整します。
希望園および希望順位は、きょうだいで揃える必要はありません。



(4) 選考手順

希望園の順位・指数・園の空き状況などで内定園が決まります。

第1希望園から順番に調整を行うため、指数・園の空き状況だけでなく、希望園の順位も重要です。

5 申込みの際の注意点

(1) 提出した書類について

● 提出した書類は、返却・コピーのお渡しができません。

控え等が必要な場合は、提出前に各自コピーしてください。

● 不備があった場合は、再提出が必要です。

提出された書類に不備があった場合は、申込書に記入されたご連絡先にお電話します。
連絡先不明の場合や下記期日までに連絡がつかない場合は申込が無効になります。

入所希望月	不備受付期日	
4月	1次調整	令和7年12月1日(月)
	2次調整	令和8年2月12日(木)
5月～3月	申込み締切の翌日	

(2) 郵便での提出について

入所希望月	郵便提出	詳細				
4月	○	<p>窓口・郵送どちらでも受付可能です。 郵送で申請する場合は、以下のことに注意してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 郵送事故等の責任は負いかねます。到着が不安な方は、配達証明・簡易書留等をご利用ください。 ● 書類不備があった場合は電話で連絡します。<u>不備内容によっては訂正・再提出のため市役所への来庁が必要な場合があります。</u> 				
		<p>同封するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 申請書及び添付書類 <input type="checkbox"/> 提出書類チェックリスト <input type="checkbox"/> 保護者一方の顔写真付きの証明書のコピー <input type="checkbox"/> 世帯全員のマイナンバーカードor通知カードのコピー 				
		<p>締切日</p> <table border="1"> <tr> <td>1次調整</td> <td>11月28日(金)必着</td> </tr> <tr> <td>2次調整</td> <td>2月 10日(火)必着</td> </tr> </table>	1次調整	11月28日(金)必着	2次調整	2月 10日(火)必着
		1次調整	11月28日(金)必着			
2次調整	2月 10日(火)必着					
<p>提出先</p> <p>〒811-3492 宗像市東郷一丁目1番1号 子ども育成課 幼児教育保育係 「保育所等申込書在中」と記入してください。</p>						
5月～3月	—	<u>窓口のみ</u> での受付です。				

(3) 12月・1月・2月・3月からの入所を希望する場合

● 翌年度4月の入所申込みについて

入所申込みは支給認定の期間内に限り、申込み年度の3月31日まで有効です。

その為、翌年度4月以降も入所調整・利用を希望する場合は、11月中に4月分の申込みが必要です。
(4ページ参照)

また、年度途中に入所した園と異なる園を、翌年度4月以降の入所希望園とする場合は、11月中に提出された4月入所申込書に記載された園で、再度入所調整を行います。
希望する園を変更する場合は、別途、「利用希望園変更届出書」の提出が必要です。

● 就労証明書等のコピーの提出について

以下の2つの要件に該当する場合のみ、就労証明書等が複数枚必要であることを理由に、コピーしたものを提出できます。※ 年度途中の入所申込み受付期間はそれぞれ異なるためご確認ください。

要件	・ 12月～3月分入所申込みと、4月分入所申込みを行う。 ・ 子ども育成課で「原本提出済」と押印されている書類である。
提出方法	4月分の申込み時に書類の <u>原本とそれをコピーしたものを持参してください。</u> コピーに「原本提出済」と押印してお返します。

6 市外園の申込みについて

宗像市に住民登録がある児童が市外の園に入所を希望する場合は、宗像市で申込みを受付します。宗像市で申込みを受付した書類は、入所を希望する園の所在地の市区町村へ送付し、当該市区町村で入所調整が行われます。なお、市外住民の受入を行っているかどうかは、各市区町村によって異なります。

(1) 申込みの流れ

- ① 事前に、入所を希望する園の所在地の市区町村で、次の項目をご確認ください。
(市区町村ごとに異なります。)

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 市区町村名：
<input type="checkbox"/> 市外住民の受入を行っているかどうか（行っている・行っていない）
<input type="checkbox"/> 申込み締切日 ____月__日()まで
<input type="checkbox"/> 必要な手続き・必要な書類
<input type="checkbox"/> 選考基準
<input type="checkbox"/> 内定後の手続き等 |
|---|

- ② 宗像市子ども育成課で、市外の園に申込みを希望する旨を伝え必要な書類を受け取ってください。
③ 宗像市子ども育成課に、申込み書類を持参してください。

締切日： ①で確認していただいた締切日の10日前 ____月__日()まで
④で書類を郵送する手続きに時間が必要なため

- ④ 宗像市子ども育成課で書類を確認し、入所を希望する園の所在地の市区町村に申込み書類を送付します。
⑤ 入所を希望する園の所在地の市区町村で、入所調整が行われます。
⑥ 入所調整の結果が、宗像市子ども育成課に送付されます。結果通知が届き次第、宗像市子ども育成課から申請者にお知らせします。

※ 宗像市から転出予定の方
入所内定の可否にかかわらず、転入手続の際に転入先の市区町村で改めて入所申込みが必要です。

(2) 申込みに必要な書類

- ① 宗像市内の園に申込み際に必要な書類(6～7ページ参照)
② 入所を希望する園がある市区町村が必要とする書類

Ⅲ 入所後に関係すること

1 保育実施日と保育時間

(1) 保育実施日

休園日である、日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除いた日です。

災害、伝染病の発生等、非常時は休園する場合があります。

※日曜日と祝日を除く年末年始期間中に、どうしても家庭で保育できない場合は、各園に相談してください。

災害時の対応について

宗像市の避難情報が発令された場合は、警戒レベルや施設の状況(土砂災害警戒区域や浸水想定区域に所在するなど)により、臨時休園や開園時間を遅らせる等の判断を行います。決定後は、園より保護者のみなさまへお知らせしますので、園から連絡があるまでお待ちください。

(2) 保育時間

・家庭での保育ができない状況に応じて、通常保育として利用できる時間が決定します。

保護者のうちどちらか片方でも短時間利用に該当する場合、利用できる保育時間は短時間となります。

・通常保育以外での保育を希望する場合は、延長保育をご利用ください。

※延長保育を利用する場合、別途、延長保育料がかかります。

保育時間	利用できる状況	備考	変更手続き
標準時間 最大11時間利用可能	<input type="checkbox"/> 月120時間以上の就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 災害復旧	申出により、保育短時間利用に変更することができます。	変更を希望する月の前月15日までに 、保育を必要とする事由を証明する書類および 保育必要量区分変更願(13ページ・3参照) を園に提出してください。
短時間 最大8時間利用可能	<input type="checkbox"/> 月60時間～120時間未満の就労 <input type="checkbox"/> 就学(職業訓練を含む)	通勤等の状況により、保育標準時間に変更できる場合があります。ただし、変更できる期日や条件がありますので、早めに園に相談し、園を通じて必要書類を提出してください。	
	<input type="checkbox"/> 親族等の介護・看護 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい等	入所初月は、短時間での利用です。 翌月以降、標準時間で利用したい場合は、園に相談し、園を通じて必要書類を提出してください。	
	<input type="checkbox"/> 求職活動中 <input type="checkbox"/> 育児休業取得中	変更不可	

施設ごとの通常保育の保育時間

施設	保育時間	7:00	7:30	8:00	8:30	9:00	10:00	～	16:00	17:00	18:00	18:30	19:00	20:00
保育所 さくらんぼ園	標準時間	通常保育 7:00～18:00										延長保育	延長保育	
	短時間			延長保育	通常保育 9:00～17:00					延長保育				
野ばら保育園分園 ひかり幼稚園分園	標準時間			通常保育 7:30～18:30								延長保育		
	短時間			延長保育	通常保育 9:00～17:00					延長保育				
認定こども園 ※さくらんぼ園除く	標準時間			通常保育 7:30～18:30										
	短時間			延長保育	通常保育 8:30～16:30					延長保育	延長保育			

赤間保育園のみ

ひかり幼稚園分園のみ

(3) 延長保育について

保育時間	延長保育利用料 (1時間あたりの月額料金)			
	0歳児	1歳児以上	B-1階層※	A階層※
標準時間	4,000円	3,000円	800円	0円
短時間	2,000円	1,500円	400円	0円

通常保育時間で対応できない場合、延長保育を利用することができます。

入所後に各園でお申込みください。

- ・年齢は、当該年度の4月1日時点の年齢です。
- ・1日単位での利用料等については、各園にお問い合わせください。
- ・ひかり幼稚園分園の標準時間の延長保育のみ30分のため、左記の半額の料金です。

※ A階層:生活保護世帯
B-1階層:市町村民税非課税世帯のひとり親世帯等
詳細は15ページから宗像市特定教育・保育利用者負担(保育料)基準額表を確認してください。

2 ならし保育

園では入所後しばらく、お子さまの保育環境の変化への負担軽減を図るため、**保育時間を通常よりも短くする「ならし保育」**を行います。ならし保育期間中の預かり時間は1～2時間から始まります。お子さまの状態(年齢・園での様子など)やご家庭の状況、園により期間は異なりますが、おおよそ4週間程度が目安となります。

なお、ならし保育は、入所してから始まりますので、**ご注意ください**。

※転園の場合も、転園先の園でならし保育が必要です。

3 保育を必要とする事由・家庭の状況が変わった場合

状況が変わった場合は、**速やかに園と子ども育成課にご連絡ください**。

正当な理由なく変更の申請を行わない・虚偽の報告を行う等により、入所基準に該当しなくなった場合や、該当しなくなったことが判明した場合は、「子ども・子育て支援法第24条」により、支給認定が取り消され、**その月の末日で退園となる場合があります**。なお、変更の申請があっても、**期日までに必要書類の提出が無い場合には、変更が翌々月以降になります**。また、入所後、保育を必要とする事由の確認を行いますので、ご協力お願い致します。

転職

退職

復職

各種必要書類を提出してください。

- ・必要書類 : 6～7ページ参照
(必要に応じて「保育必要量区分変更願」もご用意ください。)
- ・提出先 : 利用園
- ・提出締切 : 変更を希望する月の前月15日まで

出産

就労時間の
変更

雇用期限の
更新

※退職後、求職活動を行う場合は、**退職日のある月の翌月から3か月間が求職活動期間**となります。誓約書兼求職活動中の申立書の提出が遅れても、求職活動期間に変更はありません。

育児休業※の取得

出産後、育児休業を取得する場合、**生まれた子の「1歳の誕生日の前日」が属する月の月末まで**、在園児は継続して通園することができます。ただし、育児休業での利用には要件と期間があります。詳細は、きょうだい児を出産された方に送付する通知をご確認ください。
なお、**産後3か月の期間中に父が育児休業を取得する場合、保育時間は短時間になります**。

※法令上の育児休業に限らず法人独自の就業規則等に基づいた休業も含まれます。

婚姻

離婚

子ども育成課に**速やかに**ご連絡ください。

市内の
転居

世帯員が変更になった場合は、**速やかに子ども育成課にご連絡ください**。

市外へ
転出

速やかに園と子ども育成課にご連絡ください。
在園できるのは転出した月の翌月末までです。
(ただし、1日に転出した場合は転出した月の末日までとなります。)

退園

退所する月の**15日までに**、園長に届出をしてください。退所日は各月末です。
届出がない場合は、**在籍とみなされ、通園しなくても利用者負担額を支払わなければなりません**。また、実施委託解除届(退園届)を市に提出後、退園の取下げはできません。

転園

転園を希望する場合は、**新規申込みと同じ手続きが必要です**。

4 利用者負担額(保育料)等

(1) 利用者負担額について

算定要素	① 算定対象者の所得割額の合計 ② 子どもの年齢 ③ 子どもの人数
算定対象者	保護者(ただし、家庭の状況によってはこの限りではありません。)また、保護者が非課税かつ一定の所得に満たない場合は、同居人も含めて算定します。
市町村民税所得割額	所得金額に応じて課せられる税額 税額控除(配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除・外国税額控除・住宅借入金等特別税額控除・寄付金税額控除等)適用前の税額で算定します。ただし、未申告または税の書類の提出を依頼したにもかかわらず提出がない場合は、一旦最高額で決定します。
3～5歳児の無償化	3～5歳児クラスの利用者負担額(保育料等)は無償化の対象です。なお、主食費および、副食費(おかず代等)・制服代・教材費・遠足代などは保護者の実費負担です。入所時に、事務手数料等が必要な園もあります。詳しくは各園にお尋ねください。
通知	決定した利用者負担額(保育料)等については、入所月に郵送する「入所承諾書」にてお知らせします。
再算定	毎年9月に、対象となる市町村民税所得割額の年度が変わります。再算定の結果、前年1月～12月の所得の増減等により、利用者負担額(保育料)等が変更になる場合があります。

詳しくは、別紙「宗像市特定教育・保育利用者負担(保育料)基準額表」をご覧ください。

窓口・ホームページ(15ページの2次元コードから読み取れます)にて取得できます。基準額表は毎年3月末頃に改訂します。

令和8年						令和9年						
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
令和7年度 市町村民税所得割額 (令和6年1月～12月の所得等に応じて確定) で算定						再算定	令和8年度 市町村民税所得割額 (令和7年1月～12月の所得等に応じて確定) で算定					

※9月に利用者負担額が変わっても、4月に遡っての追加徴収や返金はありません。

当該年度の4月1日時点の年齢で算定し、4月に再度通知します。



- ・利用者負担額(保育料)等は月額です。
- ・入院や帰省などで1日も通わなかった場合でも、在籍期間中は利用者負担額がかかります。
- ・途中で退所した場合でも、退所日は当月末となり、減額や返金はありません。
- ・保護者から徴収する利用者負担額(保育料)等は、園の運営(人件費・管理費など)の一部に充てられています。

(2) 利用者負担額等の減免等

2歳児クラスまでの2・3号認定のうち以下に該当する方は、利用者負担額が減免されます。

きょうだい児のいる世帯	第2子目は半額、第3子目は無料となります。 ただし、市町村民税所得割額や世帯の状況により、きょうだいの数え方が異なります。
ひとり親や在宅障がい児(者)のいる世帯	市町村民税所得割額によっては利用者負担額が減免される場合があります。

詳しくは15ページの2次元コードから「宗像市特定教育・保育利用者負担(保育料)基準額表」をご覧ください。

(3) 副食費(おかず代)の減免

1・2号認定者のうち、副食費(おかず代)が減免となる場合があります。

詳しくは15ページの2次元コードから「宗像市特定教育・保育利用者負担(保育料)基準額表」をご覧ください。

(4) 利用者負担額(保育料)等の確認方法

Step 1 算定対象者の市町村民税所得割額を確認する

確認方法① 税額決定通知で確認する

毎年5・6月に、その年の1月1日現在の居住自治体または勤務先を通して通知される市民税の税額決定通知に所得割額が記載されています。納付方法によって通知が異なります。

【 給与から天引きされる場合 】 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書	【 ご自分で納付される場合 】 市民税・県民税納税通知書
「税額」の「所得割額⑥」を確認してください。 税額控除については(摘要)の欄に表示されます。 所得割額に合算してください。	「税額の計算」の「所得割」を確認してください。 税額控除がある場合は、所得割額に合算してください。

税額控除：配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除・外国税額控除・住宅借入金等特別税額控除・寄付金税額控除等

確認方法② マイナポータルで確認する

政府が運営する行政手続き等のオンラインサービス「マイナポータル」でも所得割額を確認することができます。詳しい操作方法は右の2次元コードからサイトをご確認ください。

※利用するためには、マイナンバーカードおよびカードの読み取りができるスマートフォン、またはパソコン、ICカードリーダライタが必要です。



- (1) ログイン後トップページから、「おかね」の「税」を選択。
- (2) 所得・個人住民税情報が表示される。(デフォルトで最新の税情報を取得するようになっています。)
- (3) 市町村民税所得割額と、市町村民税の税額控除(配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除・外国税額控除・住宅借入金等特別税額控除・寄付金税額控除等)を確認し、合算する。

Step 2 宗像市特定教育・保育利用者負担(保育料)基準額表を確認する

算定対象者の市町村民税所得割額を合算し、その金額が「宗像市特定教育・保育利用者負担(保育料)基準額表」でどの階層にあたるかを確認します。宗像市特定教育・保育利用者負担(保育料)基準額表は、宗像市のホームページに掲載しています。右記の2次元コードから閲覧できます。

宗像市 令和●年度保育料

検索



(5) 利用者負担額(保育料)の納付について

保育所と認定こども園で、納付の方法が異なります。

施設	納付方法	期日
保育所	原則、口座振替で、市が徴収します。 ※内定通知に同封されている「宗像市利用者負担額預貯金口座振替依頼書」を各金融機関に提出、または、「利用者負担額(保育料)の納付等について」に記載している2次元コードからWeb 口座振替受付サービスを利用して登録してください。	口座振替日：毎月月末 ※末日が休業日のときは、その翌営業日 ※12月は28日 (28日が休業日のときは、その翌年の最初の営業日)
認定こども園	園が徴収します。	納付期限：園が指定する日

園の運営には、利用者負担額以外の費用も充てられています。

1人の子どもにかかる1か月の保育費用は、0歳児で平均 約24.4万円。(令和7年10月時点)
みなさんが納める利用者負担額はその一部として使われ、その差額は税金が充てられています。

※利用者負担額は決められた期日までに必ず納付してください。

※利用者負担額を滞納した場合は延滞金が課せられ、税の滞納と同様に、搜索・差押処分の対象となります。

IV 施設概要・その他の保育サービス

1 認可保育所・認定こども園一覧

区分	園コード	施設名	定員(人)	所在地	電話番号(0940)	開所時間 ※12ページ参照		
認可保育所	001	赤間保育園	220	赤間4-7-1	32-6246	7:00-20:00		
	002	恵愛保育園	100	三郎丸1-11-28	32-3265	7:00-19:00		
	003	西海保育園	160	東郷4-6-8	36-8430			
	004	日の里東保育園	160	日の里5-3-1	36-5803			
	006	野ばら保育園	100	久原900-2	36-0849			
	007	野ばら第二保育園	160	朝町707-2	32-2390			
	008	第二赤間保育園	130	広陵台1-8-4	34-1202			
	020	第二赤間保育園分園		広陵台1-7-3	72-5378			
	011	玄海風の子保育園	100	江口916-57	62-9088			
	009	平等寺保育園	200	平等寺465-1	33-2554			
	012	ひかり幼稚園	90	陵巖寺2-19-1	33-5301			
	013	かとう保育園	100	城西ヶ丘6-16	35-6655			
	014	みつぼし幼保園	40	徳重201-1	48-9022			
	016	かとう西保育園	100	河東1616-1	35-7220			
	018	野ばら保育園ユリックス分園	20	久原400ユリックス内	39-3123		7:30-18:30	
	019	ひかり幼稚園ひのさと分園	20	日の里5-3-98 日の里団地48	55-3492		7:30-19:00	
	認定こども園	209	東郷信愛幼稚園	122	田熊5-8-5		36-1137	7:30-18:30
		207	東海大学付属福岡自由ヶ丘幼稚園	104	田久1-9-3		32-1119	
015		いちごいちえん	140	宮田1-6-2	32-8560			
017		いちごいちえん分園		田久2-5-25				
211		赤間くるみ幼稚園	22	富地原1075-1	33-3501			
005		さくらんぼ園	110	日の里9-12-1	37-2078	7:00-19:00		



園一覧



地図

園選びに役立つ情報はコチラから →

宗像市のホームページでは宗像市内の認可保育所・認定こども園の紹介をしています。右記の2次元コードからも読み取れます。園見学の際にご活用ください。

受入可能な年齢(月齢)	休日保育	一時預かり実施	おむつ	制服 貸出のある園や、体操服やスモックなどを着用する園もあります。詳しくは各園にお問い合わせください。	備考欄
0歳児 (生後3か月たった翌月)～	—	○	紙・布	○	
	—	○	紙・布	—	
	—	○	布	○	布おむつレンタルクリーニングサービスあり。
	—	○	紙・布	○	
	—	○	紙・布	—	
	—	○	紙・布	—	
2歳児～ 0歳児(生後3か月たった翌月)～1歳児	—	○	紙・布	—	きょうだい同時申込みの場合は、同一園として調整。
0歳児 (生後3か月たった翌月)～	—	○	紙・布	—	
	—	○	紙・布	○	
	—	○	布	—	
	—	○	紙	○	
	—	○	紙	—	
	—	○	紙	○	
0歳児 (生後3か月たった翌月)～2歳児	—	○	紙・布	—	3歳児からは、本園または野ばら第二保育園を利用。
	—	○	布	—	3歳児からはひかり幼稚園を利用。
0歳児 (生後3か月たった翌月)～	—	○	紙・布	—	
1歳児～	—	—	紙	○	
2歳児～ 0歳児(生後3か月たった翌月)～1歳児	—	—	紙	—	きょうだい同時申込みの場合は、同一園として調整。
2歳児～	—	—	紙	○	
0歳児 (生後3か月たった翌月)～	○	○	紙・布	○	

2 その他の保育サービス

(1) 一時預かり

保護者の傷病・短時間勤務・冠婚葬祭などのために、一時的に家庭での保育が困難となる場合や育児疲れによる保護者の負担軽減のための支援が必要となる場合に、児童を一時的にお預かりする制度です。受入体制により、利用できない場合がありますので、あらかじめ園にお問い合わせください。

認可保育所・認定こども園

① 対象施設

16～17ページの「保育所・認定こども園一覧」を参照ください。

② 費用・利用時間

1人1回あたりの金額は以下の通りです。
別途、実費がかかる場合があります。

	3歳未満児	3歳以上児
半日 (9:00～13:00または13:00～17:00)	2,000円	1,500円
全日 (9:00～17:00)	3,500円	2,500円

次の要件に該当する場合
無償化の対象となる場合があります

〈要件〉

- ・3～5歳児：保育を必要とする事由がある
- ・0～2歳児：非課税世帯かつ
保育を必要とする事由がある

詳しくは、22ページを確認してください。

③ 利用方法

利用を希望する園に、受け入れの可否を直接お問い合わせください。

年齢は当該年度の4月1日時点の年齢が基準

企業主導型保育施設

詳しくは19ページの(4)企業主導型保育施設を参照ください。

(2) 病児・病後児保育

病気の回復期等で集団生活が難しく、昼間家庭で保育できない場合に、保護者に代わって専用施設で預かります。詳細は、各ホームページをご確認ください。

施設名	すくすくらぶ (宗像医師会病後児デイケアルーム)	めばえ (医療法人 片山医院 病児保育室)
概要	病後児保育事業：回復期に利用可 風邪や嘔吐・下痢などが完治する前の数日間や、みずぼうそう・おたふくかぜ等で登園(登校)の許可が出る前の数日間などに利用ができます。	病児保育事業：回復期にいたっていない時に利用可 当面の症状としては急変が認められないが、病気の回復期にいたっていない時に利用ができます。
所在地	田熊5-5-5 (宗像地域医療センター3F)	稲元1035-6
電話	37-3536	32-8782
対象	生後3か月～小学6年生	生後6か月～小学6年生
時入所	8:00～17:30	8:00～17:30
休み	土・日曜日・祝日 お盆(8/13～15)・年末年始(12/29～1/3)	日曜日・祝日・お盆休み・年末年始 その他休診日(午後休診日含む)
料金持参品等	詳しくは、ホームページをご確認ください。 右の2次元コードから閲覧できます。 	詳しくは、ホームページをご確認ください。 右の2次元コードから閲覧できます。 
利用方法	病児保育ネット予約サービス「あずかるこちゃん」で予約ができます。 アカウント登録をした後、施設の利用登録が必要です。 右の2次元コードから登録できます。 	

令和7年10月時点での情報です。

(3) こども誰でも通園制度

全てのこどもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するために創設された新たな通園制度です。家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて、子どもが成長していくように、子どもの育ちを応援することが主な目的です。**利用のためには、事前登録が必要です。**

- ① 対象 保育所等※に通っていない0歳6か月～3歳の誕生日の前々日にある児童
※保育所・認定こども園・地域型保育事業・幼稚園・企業主導型保育施設
- ② 利用時間 月10時間まで
- ③ 利用料金 300円/1時間
・給食代、おやつ代など、別途費用が必要な場合があります。
・利用料金は、利用園に直接支払ってください。
・生活保護受給世帯、住民税非課税世帯等、家庭の状況に応じて利用料が減免となる場合があります。
- ④ 手続方法 右記の二次元コードよりホームページを確認してください。



令和7年10月時点での情報です。

(4) 企業主導型保育施設

子ども・子育て拠出金を負担している企業が、国の助成を受けて運営する従業員等の子どものための事業所内保育施設です。国(内閣府)の審査を通過した事業所に助成金が交付され、施設整備や園運営に充てられています。認可外保育施設に位置付けられるものですが、従業員枠以外に「地域枠」が設けられている場合、保育を必要とする宗像市在住の子どもも利用できます。利用料、時間帯などの詳細は施設に直接お問い合わせください。

施設名	定員※3 (地域枠)	所在地	電話番号	サービス内容(対象年齢)			基準 適合
				月極契約	一時預かり	保育時間 (平日・土)	
むなかた スター保育園	47 (23)	野坂2652-1	39- 3512	2か月～6歳	2か月～6歳	7:00～20:00	○
じゆうがおか ほいくえん	12 (6)	自由ヶ丘 1-1-5	62- 5953	5か月～6歳	5か月～6歳	7:00～19:00	○
Caren保育園 くりえいと	40 (20)	くりえいと 3-4-9	22- 8122	5か月～6歳	5か月～6歳	7:00～20:00	○

※3 定員は、従業員枠と地域枠の合計です。

令和7年10月時点での情報です。

(5) その他家事・育児サービス

他にも、民間事業者が家事や子どもの見守りなどのサービスを提供しています。詳細は、市または各施設等に直接お問い合わせください。



(6) 幼稚園・認定こども園(教育利用)

保護者の方が直接施設に申し込み、施設との直接契約となります。

無償化に必要な手続き	教育時間利用料	預かり保育利用料
幼稚園	施設等利用給付認定の「新1号認定」が必要です。 認定希望開始月の前月10日までに必要書類を提出してください。 詳しくは22ページをご確認ください。	施設等利用給付認定の「新2・3号認定」が必要です。 認定希望開始月の前月10日までに必要書類を提出してください。 詳しくは22ページをご確認ください。
認定こども園(教育利用) 新制度幼稚園	教育・保育給付認定の「1号認定」の取得が必要です。入園手続きの際に、申請書を園から受け取り、入園希望月の前月20日までに提出してください。なお、園でとりまとめる場合、締切日は各園に確認してください。	

		幼稚園(国立)	認定こども園(教育利用)			
施設名		福岡教育大学 附属幼稚園	東郷信愛幼稚園	東海大学付属福岡 自由ヶ丘幼稚園	いちごいちえん	赤間くるみ幼稚園
連絡先		🏠 赤間文教町1-30 ☎ 35-1262	🏠 田熊5-8-5 ☎ 36-1137	🏠 田久1-9-3 ☎ 32-1119	🏠 宮田1-6-2 ☎ 32-8560	🏠 富地原1075-1 ☎ 33-3501
定員(人)		90	89	246	25	220
対象年齢 ※1		3歳～	満3歳～	満3歳～	満3歳～	満3歳～
2歳児クラス		—	あり	あり	3歳誕生日前日の翌月～※2	あり
送迎 🚌		—	○	○	—	○
昼食 🍴		弁当持参	弁当持参または 選択制給食	給食 (月2回弁当持参)	給食	給食 (月1～2回弁当持参)
教育時間		月 火 木 金 8:45-13:30 水 8:45-12:00	月～金 10:00-14:00 バスの運行時間によって時間差有			
費用	入園料・ 教育時間 利用料 (月額)	無償 ・無償化は入園時から開始されます。 ・年度途中での入園の場合、別途自己負担が発生することがあります。 ・園に支払う金額は園によって異なります。詳しくは園にお問い合わせください。 ・無償化には上記の手続きが必要です。	無償 ・無償化は最短で、3歳の誕生日の前日から開始されます。 ・食料費、バス代、入園準備金などは無償化の対象外です。 ・園に支払う金額は園によって異なります。詳しくは各園にお問い合わせください。 ・無償化には上記の手続きが必要です。			
	月 々 金	●18:00まで 450円/日	●8:00-8:30 500円/日 (2歳児 700円/日) ●14:00-18:00 800円/日 (2歳児 1,000円/日) ●11:00-18:00 1,000円/日 (2歳児 1,200円/日) ※おやつ代・光熱費等含む	●7:30-8:30 100円/30分 ●17:00まで 300円/日 ●17:00-18:00 100円/30分 ●18:00-18:30 300円/日 ※別途おやつ代100円徴収	●7:30-8:30 200円/日 3,000円/月 ●18:00まで 500円/日 7,000円/月 ●18:00-18:30 100円/日 1,500円/月	●18:00まで 450円/日
	預かり保育 利用料	—	—	—	●8:30-18:00 700円/日	●15:00まで 600円/日 (第2・第4土曜日は休み)
長期 休暇	●9:00-18:00 900円/日	●8:00-8:30 500円/日 (2歳児 700円/日) ●8:30-18:00 1,300円/日 (2歳児 1,500円/日) ※おやつ代・光熱費等含む	●7:30-9:00 100円/30分 ●9:00-17:00 800円/日 ●17:00-18:00 100円/30分 ●18:00-18:30 300円/日 ※別途おやつ代100円徴収	●7:30-8:30 200円/日 3,000円/月 ●8:30-18:00 500円/日 7,000円/月 ●18:00-18:30 100円/日 1,500円/月	●8:00-18:00 800円/日	
4 月 入 園	説明会	—	—	—	—	—
	願書受付 開始日	—	—	—	—	—

保育所・認定こども園(保育利用)・新制度幼稚園の同時申込みについて

保育所・認定こども園(保育利用)の申込みを行う場合、認定こども園(教育利用)及び新制度幼稚園の同時申込みはできません。なお、保育所・認定こども園(保育利用)の入所調整の結果、保留となった場合は、認定こども園(教育利用)または新制度幼稚園に申し込むことができます。

ただし、4月申込の1次調整の結果、保留となり、2次調整を待たずに認定こども園(教育利用)または新制度幼稚園の申込をする場合は、保育所・認定こども園(保育利用)の申込の取下げが必要です。

令和8年6月1日時点の情報です。

認定こども園 (教育利用)	新制度幼稚園(私立)				
さくらんぼ園	浄徳寺幼稚園	日の里幼稚園	博多のびっこ幼稚園	玄海ゆりの樹幼稚園	玄海ゆりの樹 幼稚園 地島分園
🏠 日の里9-12-1 ☎ 37-207	🏠 光岡546 ☎ 36-2534	🏠 日の里2-3-8 ☎ 36-0056	🏠 日の里7-18-1 ☎ 36-7473	🏠 上八1974 ☎ 62-3836	🏠 地島428-1 ☎ 62-1231
15	240	150	270	270	10
3歳～	満3歳～	満3歳～	満3歳～	満3歳～	3歳～
—	あり	あり	あり	あり	—
—	○	○	○	○	—
給食	給食	給食	給食	給食(希望制)	給食
月～金 9:00-15:00	月～金 10:00-14:00	月～金 10:00-14:15 バスの運行時間に よって時間差有	月～金 10:00-14:00	月～金 10:00-14:30 バスの運行時間に よって時間差有	月～金 9:00-14:00
左に同じ	無償 ・無償化は最短で、3歳の誕生日の前日から開始されます。 ・食材費、バス代、入園準備金などは無償化の対象外です。 ・園に支払う金額は園によって異なります。詳しくは各園にお問い合わせください。 ・無償化には上記の手続きが必要です。				
●17:00まで 300円/日 ※おやつ代込み	●18:10まで 500円/日	●8:00-9:00 200円 ●8:30-9:00 100円 ●14:15-17:00 420円 -17:30 520円 -18:00 620円 ●11:15-17:00 620円 -17:30 720円 -18:00 820円 ※おやつ代含む	●7:30-8:30 200円/日 ●8:01-8:30 100円/日 ●14:00-16:00まで 300円/日 -18:00まで 500円/日	●8:00～8:59 1・2コース 100円 ●9:00～9:59 2バスコース 100円 ●9:00～9:44 2歩きコース 100円 ●放課後～16:00 1コース 200円/日 2コース 100円/日 ●16:01～18:00 100円/30分 ●16:01～ おやつ有100円	—
—	—	—	—	—	—
●9:00-12:30 400円 食事代 300円 ●12:30-17:00 400円 ※おやつ代込み ●9:00-17:00 1,100円 ※食事代・おやつ込み	●8:00-18:00 900円/日	●8:00-9:00 200円 ●8:30-9:00 100円 ●9:00-17:00 1,120円 -17:30 1,220円 -18:00 1,320円 ※おやつ代含む	●7:30-8:30 200円/日 ●8:01-8:30 100円/日 ●8:30-11:00 300円/日 -14:00まで 600円/日 -16:00まで 900円/日 -18:00まで 1,100円/日	●8:00～8:59 100円/30分 ●9:00～11:59 400円/1日 ●12:00～15:00 400円/1日 ●15:01～18:00 100円/30分 ●16:01-おやつ有 100円	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

※2 誕生日が1日2日の児童は当月から。

3 幼稚園・認定こども園(教育利用)等の利用料無償化

幼稚園、新制度幼稚園・認定こども園(教育利用)や、届出保育施設等を利用している児童のうち、**非課税世帯の0～2歳、および、3歳以上の児童**は、施設等利用費の給付を受けることができます。給付を受けるためには「申請」をして「**施設等利用給付認定**」を受けることが必要です。

(1) 対象

認定期間は、保育を必要とする事由・家庭の状況の変化、転出等により変更される場合があります。

学年齢	利用施設	対象となる料金	認定区分	要件
0～2歳児	届出保育施設等※1	利用料	新3号	以下の要件すべてを満たすこと ① 非課税世帯である ② 保育を必要とする事由がある
満3歳児	幼稚園	教育時間利用料	新1号	認定希望開始日が 3歳の誕生日の前日以降 である
	新制度幼稚園 認定こども園(教育利用)	預かり保育利用料	新3号	以下の要件すべてを満たすこと ① 非課税世帯である ② 保育を必要とする事由がある ③ 認定希望開始日が 3歳の誕生日の前日以降 である
3～5歳児	幼稚園	教育時間利用料	新1号	—
		教育時間利用料 預かり保育利用料	新2号	保育を必要とする事由がある
	新制度幼稚園 認定こども園(教育利用)	預かり保育利用料		
	届出保育施設等※1	利用料		

利用施設・認定区分によって給付の上限金額が異なります。

<教育時間利用料※2>

私立幼稚園 月額上限 25,700円
国立幼稚園 月額上限 8,700円

<預かり保育利用料※3>

新2号：月額上限 11,300円
新3号：月額上限 16,300円

<届出保育施設等利用料※4>

新2号：月額上限 37,000円
新3号：月額上限 42,000円

預かり保育利用料は、a：保護者が施設に払った金額、b：利用日数×日額単価(450円)で算出される金額、c：月額上限額を比較したうち、最も少ない額が無償化の対象額となります。

(2) 申請方法

申請後の結果は、郵送で通知されます。

必要書類	<input type="checkbox"/> 施設等利用給付認定申請書 <input type="checkbox"/> 【幼稚園】マイナンバーの申出書 <input type="checkbox"/> 【新2・3号】保護者の保育を必要とする事由を証明する書類			
	ひとり親家庭の場合	次のいずれかひとつ <input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療証明書のコピー <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書のコピー <input type="checkbox"/> 離婚がわかる戸籍謄本等の公的書類+子どもの健康保険証のコピー		
	離婚協議中の場合	<input type="checkbox"/> 裁判所や弁護士による、離婚協議中であることがわかる書類(離婚協議開始日の記載が必要、コピー可)		
	保護者が単身赴任等で別居している場合	<input type="checkbox"/> 別居中の保護者の住民票の写し		
	希望認定開始月が2月・3月の場合	<input type="checkbox"/> 現況届(年度末、保育を必要とする事由を確認する為に提出が必要な書類です。)		
締切日	幼稚園・新制度幼稚園 認定こども園	認定希望開始月の 前月10日 まで	届出保育施設等	認定希望開始月の 前月15日 まで
提出先	宗像市役所 子ども育成課 市内の幼稚園・新制度幼稚園・認定こども園は園でとりまとめ市に提出します。園への締切日は各園に確認してください。			

△以下の場合は、例外として締切日を変更できます。

状況	締切日	提出先
転入の場合	転入日から 2週間以内	宗像市役所 子ども育成課
認可保育所の調整結果通知を 確認した後に申請する場合	認定開始希望月の 前月25日 まで	

- ※1 届出保育施設等には、認可保育所の一時預かり事業を含みます。また、企業主導型保育施設と他の届出保育施設等を併用している場合は、届出保育施設等は無償化対象外です。
- ※2 教育時間利用料について、通園送迎費、食材料費、行事費等は対象外です。
- ※3 預かり保育とは、教育時間外や長期休暇中に、園の利用時間を延長するサービスです。
- ※4 届出保育施設等の利用料に、入園料・教材費・給食費などは含まれません。

月	新規申込み 締切日など詳細は4～5ページ		月	入所後 日程は前後する場合があります
	今年度入所	来年度入所		
4月	5月入所申込み		4月	● 保育料算定
5月	6月入所申込み		5月	● 就労証明書等提出
	7月入所申込み		6月	
6月	8月入所申込み		7月	
7月	9月入所申込み		8月	
8月	10月入所申込み		9月	● 保育料再算定
9月	11月入所申込み		10月	
10月	12月入所申込み		11月	● 現況届提出
11月	1月入所申込み		12月	
12月	2月入所申込み		1月	
1月	3月入所申込み		2月	
2月			3月	
3月		4月入所1次申込み		
		4月入所2次申込み		
		5月入所申込み		

今年度12月以降に入所し
来年度以降も継続利用を希望する
場合、4月の入所申込みも必要です。

復職予定で入所した場合は、
入所月の翌月15日までに就労証明書の
提出が必要です。

子育てに関する相談窓口

相談名	相談内容	問い合わせ先
保育所入所申込に関する相談	保育所、幼稚園、認定こども園の入所に関すること、各園の特色や入園後のお困りごとなど、保護者のニーズや状況にあった様々な相談に応じます。※事前予約をお願いします。	0940-36-3181 子ども育成課 保育コンシェルジュ (2日後から予約可能) 
子どもや家庭に関する相談	お子さん(おおよそ0歳～18歳)や妊産婦、そのご家族が抱える困りごとや心配ごとなどの相談に応じます。相談内容に応じて子ども家庭相談員、スクールソーシャルワーカーが対応します。	0940-36-1302 子ども家庭センター 子ども相談係
妊娠・出産・子育てに関する相談	妊娠・出産・子育てに関する相談に応じます。相談には保健師、助産師、管理栄養士などが対応します。	0940-36-1365 子ども家庭センター 子ども保健係
子育て相談	子育ての悩みや不安について、育児経験のあるスタッフが一緒に考えたり相談に応じます。また、必要に応じて専門機関を紹介します。	0940-37-3741 子育て支援センター 「ふらこっこ」
子どもの権利相談	いじめや体罰、不登校、友達や先生、家族との関係などの悩み、その他子どもの権利侵害に関する相談に応じます。子ども本人からの相談も可能です。	0940-36-9094 子どもの権利相談室 「ハッピークローバー」
保育所等に関する相談	通っている各園の担任の先生や園長、市子ども育成課でも相談を受け付けています。園の関係者に相談しにくい場合は、右に記載の窓口にて、園生活での悩みや、園への意見・要望がある場合の相談に応じます。ご活用ください。	第三者委員(各園ごとに設置) ※連絡先は園内の掲示版や利用のしおり、ホームページに掲載 092-915-3511 福岡県運営適正化委員会 (福岡県社会福祉協議会)

保育士さんの

働きたいを応援します！

市では、子ども育成課内に「宗像市保育士・保育所等支援センター(無料職業紹介所)」を設置し、登録者に市内の保育所などへの就職に向けた各種相談や紹介をしています。



保育士資格があれば、まずは求職登録を！

登録は2ステップで簡単！

- ❶ 右記コードから登録フォームにアクセス
- ❷ 名前、資格の有無など簡単な質問に回答

登録完了後に、同センターから詳しい希望の聞き取りや、施設見学などの日程調整に向けた連絡をします。

実務経験なし、ブランクありでも大歓迎！
まずは気軽に登録をしてください。

詳しくは [宗像市ホームページ](#)をご覧ください。



支援制度

新規採用者 **10万円** 支給※

月額最大 **4.9万円** の家賃補助※

市内保育所で勤務を開始する人へ助成制度(補助金)があります。

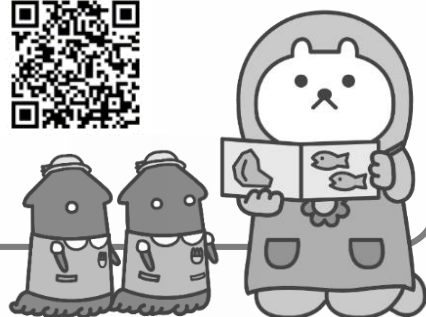
各種手続きは、勤務開始後に市から勤務先を通して連絡します。

※支給・補助には条件があります。

詳しくは宗像市ホームページをご確認ください。

園の紹介動画 公開中！

園の特色や働き方、
園長・職員からのメッセージを
動画で紹介しています。



委任状

宗像市長宛

下記の理由により来庁できませんので、代理人に認可保育所、認定こども園(保育利用)等の入所申込み(兼支給認定申請)に関する権限を委任します。

委任日		令和	年	月	日
申請児童氏名 (生年月日)		(平成・令和 年 月 日)			
		(平成・令和 年 月 日)			
		(平成・令和 年 月 日)			
委任者 (保護者)	住所				
	氏名 (生年月日)	(昭和・平成 年 月 日)			
	電話	必要に応じてご連絡させていただく場合がありますので、 平日 8:30~17:00の間に連絡がとれる電話番号をご記入ください。			
		自宅	—	—	
	勤務先・携帯番号	—	—		
来庁できない理由					
代理人	住所				
	氏名 (生年月日)	(昭和・平成 年 月 日)			
	電話	—	—		
	続柄	代理人は、私(委任者)から見て()にあたる。			

※代理人は、本人確認ができる顔写真付きの証明書を持参してください。

市記入欄

子どもCD	受付	
代理人の 本人確認	<input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 保険証	確認後、写しを貼り付けること。	